

令和2年 第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和2年12月14日(月) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	1	田守 和人
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (3人) 2番長井進、3番下村勇一郎、8番佐藤哲

5. 会議書記 事務局主事 服部 瑞

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第3 議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第28号 非農地証明願について

(令和2年第12回12月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、9番佐藤久美子君にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で定足数に達しておりますので、これより令和2年第12回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には1番田守和人君、並びに、5番荻沢功君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に、日程第3、報告第11号、農地法第18条第1項の規定による届出について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。 日程第3、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。 理由は、借受人が借受けた農地の管理ができなくなったため、合意解約するものです。 4ページに議案書の写し、5ページに合意解約書、通知書の写しを添付しておりますので参考にしてください。 以上報告を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
	質疑、意見なしと認めます。 次に、日程第4、議案第27号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 整理番号2の44号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	6ページをお開きください。 日程第4、議案第27号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。

	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>今回は使用貸借権が6件、賃貸借権が4件で10件の利用権設定になっております。</p> <p>整理番号2の44号について説明いたします。</p> <p>令和2年11月24日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件は、11ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、7ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>8ページは新郷村長からの協議文書、9ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、10ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し11ページに農用地利用集積計画の写し、12ページに位置図、13ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の44号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村委員から報告を求めます。
谷地村 委員	<p>議案第27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>整理番号2の44、受付番号44号の申請地は田です。</p> <p>申請地は、所有者が以前より村外に住んでいるため、自ら耕作できない状態にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人は田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号、整理番号2の44号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の44号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第27号、整理番号2の45号について審議に付します。</p>

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>16ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の45号について説明いたします。</p> <p>令和2年11月24日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も20ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、16ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>17ページは新郷村長からの協議文書、18ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、19ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し20ページに農用地利用集積計画の写し、21ページに位置図、22ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の45号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村委員から報告を求めます。
谷地村 委員	<p>議案第27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>整理番号2の45、受付番号45号の申請地は田です。</p> <p>申請地は、所有者が以前より村外に住んでいるため、自ら耕作できない状態にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人は畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号、整理番号2の45号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の45号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第27号、整理番号2の46号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	23ページをお開きください。

	<p>整理番号2の46号について説明いたします。</p> <p>令和2年11月24日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も27ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、23ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>24ページは新郷村長からの協議文書、25ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し26ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、27ページに農用地利用集積計画の写し28ページに位置図、29ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の46号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村委員から報告を求めます。
谷地村 委員	<p>議案第27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>整理番号2の46、受付番号46号の申請地は田です。</p> <p>申請地は、所有者が村外に住んでいることや、農業経験が少ないと耕作が困難なため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号、整理番号2の46号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の46号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第27号、整理番号2の47号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>30ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の47号について説明いたします。</p> <p>令和2年11月24日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求</p>

	<p>められているものです。</p> <p>今回の案件も34ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、30ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借借権の設定です。</p> <p>31ページは新郷村長からの協議文書、32ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し33ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、34ページに農用地利用集積計画の写し、35ページに位置図、36ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の47号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村委員から報告を求めます。
谷地村 委員	<p>議案第27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>整理番号2の47、受付番号47号の申請地は田です。</p> <p>申請地は、所有者が村外に住んでいることや、農業経験が少ないと耕作が困難なため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号、整理番号2の47号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の47号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第27号、整理番号2の48号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>37ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の48号について説明いたします。</p> <p>令和2年11月24日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p>

	<p>今回の案件も 4 1 ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、3 7 ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は 5 年で農地中間管理機構による使用貸借借権の設定です。</p> <p>3 8 ページは新郷村長からの協議文書、3 9 ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し 4 0 ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し 4 1 ページに農用地利用集積計画の写し、4 2 ページに位置図、4 3 ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号 2 の 4 8 号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 7 番谷地村委員から報告を求めます。
谷地村 委員	<p>議案第 2 7 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>整理番号 2 の 4 8 、受付番号 4 8 号の申請地は田です。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足のため、耕作が困難な状態にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 2 7 号、整理番号 2 の 4 8 号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号 2 の 4 8 号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 2 7 号、整理番号 2 の 4 9 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>4 4 ページをお開きください。</p> <p>整理番号 2 の 4 9 号について説明いたします。</p> <p>令和 2 年 11 月 24 日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>今回の案件も 4 8 ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受</p>

	<p>受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、44ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は3年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>45ページは新郷村長からの協議文書、46ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、47ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、48ページに農用地利用集積計画の写し、49ページに位置図、50ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の49号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村委員から報告を求めます。
谷地村 委員	<p>議案第27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>整理番号2の49、受付番号49号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者の労働力不足のため、自ら耕作が困難な状態にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号、整理番号2の49号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の49号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第27号、整理番号2の50号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>51ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の50号について説明いたします。</p> <p>令和2年11月24日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>今回の案件も55ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して</p>

	<p>権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、51ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は3年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>52ページは新郷村長からの協議文書、53ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、54ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、55ページに農用地利用集積計画の写し、56ページに位置図、57ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の50号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村委員から報告を求めます。
谷地村 委員	<p>議案第27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>整理番号2の50、受付番号50号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足のため、自ら耕作が困難な状況にあるため、農地の一部を農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号、整理番号2の50号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の50号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第27号、整理番号2の51号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>58ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の51号について説明いたします。</p> <p>令和2年11月24日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も62ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p>

	<p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、58ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>59ページは新郷村長からの協議文書、60ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し61ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、62ページに農用地利用集積計画の写し、63ページに位置図、64ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の51号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村委員から報告を求めます。</p>
谷地村 委員	<p>議案第27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>整理番号2の51、受付番号51号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者が農業経験が少ないことで、耕作が困難な状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号、整理番号2の51号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の51号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第27号、整理番号2の52号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>65ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の52号について説明いたします。</p> <p>令和2年11月24日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も69ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等に</p>

	<p>について、60ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>66ページは新郷村長からの協議文書、67ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し68ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、69ページに農用地利用集積計画の写し70ページに位置図、71ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の52号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村委員から報告を求めます。
谷地村 委員	<p>議案第27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>整理番号2の52、受付番号52号の申請地は田です。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畠として借り出されるものであり、以前より借り受け人が耕作していた経緯もあることから、周辺農地への支障は無いと思われます。また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号、整理番号2の52号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の52号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第27号、整理番号2の53号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>72ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の53号について説明いたします。</p> <p>令和2年11月24日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も76ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、72ページ議案書記載のとおりです。</p>

	<p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>73ページは新郷村長からの協議文書、74ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し75ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、76ページに農用地利用集積計画の写し77ページに位置図78ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の53号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村委員から報告を求めます。
谷地村 委員	<p>議案第27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>整理番号2の53、受付番号53号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畠として借り出されるものであり、以前より借り受け人が耕作していた経緯もあることから、周辺農地への支障は無いと思われます。また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号、整理番号2の53号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の42号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第5、議案第28号、非農地証明願についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第2号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>79ページをお開きください。</p> <p>日程第5、議案第28号、非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か（農地・非農地）の判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めるものです。</p> <p>受付番号第2号について内容説明いたします。</p> <p>受付番号第2号の非農地証明願いは、令和2年11月11日に申請があり、11月25日に受付しております。</p> <p>申請人および証明を受けようとする土地については、81ページ記載のとおりです。</p> <p>非農地に至った理由及び現在の管理状況について、申請地周辺が山林に囲まれている状</p>

	<p>況で、現況は所有者の労働力不足により長年耕作しておらず、林地化となっている状況で農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>80ページに議案書の写し、81ページに非農地証明願いの写し、82ページに案内図、83から85ページに登記事項証明の写し、86ページに公図の写し87、88ページに現況写真、89ページに方向図の写し、90ページに位置図を添付しておりますので参考に願います。</p> <p>以上、受付番号2号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番谷地村委員から報告を求めます。</p>
谷地村 委員	<p>議案第28号、受付番号第2号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>以前は、畑として耕作していましたが、周辺が山林に囲まれていて、耕作条件が良くなないことや申請者の労働力不足により、20年ほど前に植林し長年耕作していない状況です。</p> <p>現在は、林地化しており、隣接した周辺の土地も林地であり、農地への復元は困難と思われます。</p> <p>よって、非農地証明をしても問題ないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号、整理番号2の53号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、受付番号2号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和2年第12回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議 長

署名者

署名者